

改正 平成28年 4 月 1 日一部改正

愛知医科大学公的研究費等不正使用防止計画

愛知医科大学では公的研究費等の適正な運営及び管理を行うため、愛知医科大学における公的研究費等の取扱いに関する規程第 9 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、愛知医科大学公的研究費等不正使用防止計画を次のとおり定める。

1 運営管理体制

(1) 最高管理責任者

公的研究費等の適正な運営及び管理について本学を統括する権限を有するとともに、最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

(3) コンプライアンス推進責任者

公的研究費等の適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つ。

(4) 経理事務責任者

公的研究費等の経費に関する事務の責任を負う。

2 不正防止対応計画

(1) 責任体系の明確化

不正発生の要因	不正使用防止計画
時間の経過に伴う責任意識の低下	・ 随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正使用防止計画
公的研究費等の事務処理手続きに関するルールの理解不足	・ 事務処理手続きに関するルールをホームページで公開し周知することにより、適正運用の徹底を図る。
・ コンプライアンスに対する意識の希薄 ・ 公的研究費が税金によって賄われていることに対する意識の欠如 ・ 不適切な会計処理に対する認識の甘さ	・ 研究者等に対しコンプライアンス意識の向上を促す。 ・ 研究者等に研修を行い、参加を義務付ける。 ・ 研究者等に対し、不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止対応計画の策定・実施

不正発生の要因	不正使用防止計画
---------	----------

不正防止対応計画に対する認識の甘さ	<ul style="list-style-type: none"> 不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正使用防止計画に加える。
-------------------	---

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正使用防止計画
予算執行の年度末集中	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰越、返還等の指導を行う。
発注段階での財源特定が不十分	<ul style="list-style-type: none"> 執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修会等において指導・注意喚起を行う。
取引業者との不明瞭な関係	<ul style="list-style-type: none"> 特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、本学における「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いについて」（理事長裁定）に基づき取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を行う。また、架空伝票の依頼があった場合は、直ちに本学に通報することを要請する。 取引業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。
旅行事実の確認が不十分	<ul style="list-style-type: none"> 研究者等が行う出張について、出張報告書及び旅行の事実を証明するものを提出させる。 出張報告書に宿泊先及び用務先の記載を義務化し、追跡や確認ができるようにする。 外国出張に係る旅行事実について、関係者、旅行代理店等への問合せを行う等、確認を強化する。
研究者等の発注物品の検収確認が不十分	<ul style="list-style-type: none"> 研究者等が発注する全ての納入物品について、事務部門により納品事実の確認を行う。
研究と直接関係のない物品の購入	<ul style="list-style-type: none"> 事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に納

	入目的の確認等を行う。
研究員等の勤務実態の確認不足	・ 事務部門のスタッフによる不定期の調査等により，勤務実態の確認を行う。

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正使用防止計画
諸規程等の情報共有の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸規程等を，ホームページで周知することにより，経費のより適正な執行を図る。 ・ 諸規程等の説明会を開催し，関係者の参加を求め，意識向上に向けた啓蒙活動を実施する。

3 不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費等の使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め，不正防止計画について点検・評価を行い，見直しを図る。